特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十一号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 特定保険医療材料及びそ

の材料価格 (材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令

和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

N 111 5W	
以 出	数
別表	別表
I (略)	I (略)
Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部
から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。	から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。
)及びその材料価格)及びその材料価格
001~009 (略)	001~009 (略)
010 血管造影用マイクロカテーテル	010 血管造影用マイクロカテーテル
(1)~(3) (路)	(1)~(3) (略)
(4) <u>気管支バルブ治療用</u> <u>48,900 円</u>	(新設)
011~086 (略)	011~086 (略)
087 植込型脳・脊髄電気刺激装置	087 植込型脳・脊髄電気刺激装置
(1) 疼痛除去用	(1) 疼痛除去用
①~⑥ (略)	①~⑥ (略)
① 16 極以上用・充電式・自動調整機能付き 2, 260, 000 円	(新設)
<u>⑧</u> (略)	<u>⑦</u> (略)
(2) (略)	(2) (略)
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
088~131 (略)	088~131 (略)
132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) <u>気管支用</u> <u>90,300 円</u>	(新設)
133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル
(1)~(7) (略)	(1)~(7) (略)
(8) 血管内異物除去用カテーテル	(8) 血管内異物除去用カテーテル
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
⑥ リードー体型ペースメーカー抜去用カテーテル 434,000 円	(新設)
(9)~(22) (路)	(9)~(22) (略)

134~224 (略) 134~224 (略) (新設) 225 気管支用バルブ 313,000 円 Ⅲ·Ⅳ (略) Ⅲ·Ⅳ (略) V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定す V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定す る特定保険医療材料及びその材料価格 る特定保険医療材料及びその材料価格 001~035 (略) 001~035 (略) 036 半導体レーザー用プローブ (新設) 229,000円 037 レーザー光照射用ニードルカテーテル (新設) 1,990円 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びそ VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びそ の材料価格 の材料価格 $001 \sim 057$ (略) $001 \sim 057$ (略) 058 CAD/CAM冠用材料 058 CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略) (1)~(4) (略) (5) CAD/CAM冠用材料(V) 1個 6,150円 (新設) 059~069 (略) 059~069 (略) VII~IX (略) VII~IX (略)